

危険物と 保安

◆寄稿

東京大学環境安全研究センター

教授 辻 佳子



No.94
2026夏



一般財団法人
全国危険物安全協会

Japan Association for Safety of Hazardous Materials

危険物と 保安

情報の共有化を目指して

1 寄稿

カーボンニュートラル施策の社会実装を支えるリスク検討と
消防分野の役割

東京大学環境安全研究センター

辻 佳子 教授

6 令和8年度「危険物安全週間」実施報告

・表彰受賞者名簿

10 人事異動

11 消防庁からの情報

・令和7年中の危険物施設に係る事故の概要

17 県危連、地区協会からの情報

・千葉県における当連合会の取り組みについて

一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会

・岡山県における当連合会の取り組みについて

一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会

19 関係業界・事業所の取り組み

・危険物保安管理への取り組み

株式会社DNPテクノパック筑後工場

21 危険物保安情報

・一般取扱所の塗装ブース内で、塗装中にシンナーが
帯電し静電気により発生した火災

◆表紙写真の解説

＜長井海の手公園ソレイユの丘（神奈川県）＞



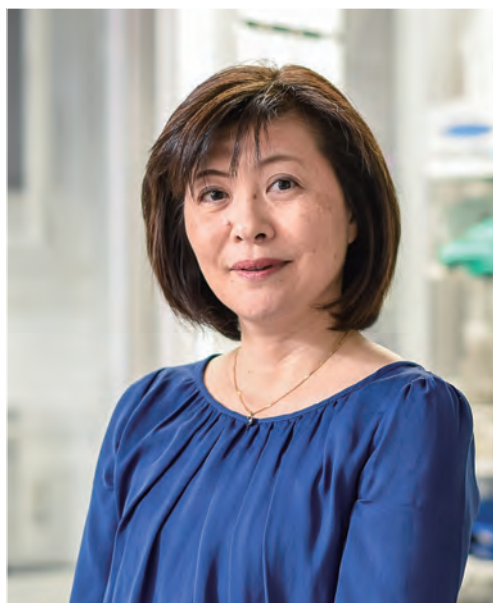
相模湾、富士山、湘南を望む岬に広がるソレイユ（太陽）が似合う南仏プロヴァンスの景観がモチーフの公園です。2023年4月のリニューアルで、フラワーガーデンが5haから10haに拡大し、7月下旬～8月中旬にヒマワリの見頃を迎えます。

No.94
2026夏

カーボンニュートラル施策の 社会実装を支えるリスク検討 と消防分野の役割

東京大学環境安全研究センター
教授

辻 佳子



1. はじめに

安全・安心を願う気持ちは、人間の本能である。私たちは日常生活から産業活動に至るまで、安全な社会を当然のものとして享受している。では、安全な状態とは、いったいどのような状態なのであろうか。

安全な社会を実現する上で重要な課題の一つが、社会に不可欠な化学物質を適切に管理し、安全に利用することである。化学物質は、エネルギー、素材、医薬品、電子材料など幅広い分野で不可欠な役割を果たす一方、様々な危険有害性を有している。しかし、その危険有害性が実際にどの程度のリスクとして現れるかは、化学物質が使用される設備、運転条件、作業方法、周辺環境などを含めたシステム全体によって大きく異なる。このため、安全を確保するためには、化学物質の危険有害性を出発点として、実際の利用条件を踏まえてリスクを評価し、適切な対策を講じることが重要である。

近年、我が国では労働安全衛生法の改正に伴い、化学物質管理は、法令で定められた措置を一律に実施する管理から、事業者自らが危険有害性と使用実態を踏まえてリスクアセスメントを実施する自律的管理へと大きく転換している。一方、カーボンニュートラル(以下、CN)の実現に向けて、水素、アンモニア、蓄電池、二酸化炭素回収・利用・貯留(CCUS)、廃プラスチックやバイオマス資源の利活用など、新たな

技術・システムの社会実装が急速に進められている。こうした技術では、新たな物質や設備、サプライチェーンの導入に伴い、従来とは異なる事故シナリオやリスクへの対応が求められるようになっている。さらに、個々の設備や施設だけでなく、サプライチェーンや地域社会を含めた社会システム全体を対象としたリスク検討も重要となっている。

本稿では、まず化学物質が有する危険有害性とリスクアセスメントの基本的な考え方について概説する。さらに、CN施策に伴う新たな技術・システムの社会実装を例に、安全な社会実装を支えるリスク検討の考え方と消防・危険物保安分野が安全な社会実装にどのように貢献できるかについて考察する。

2. 化学物質が有する危険有害性

化学物質が有する危険有害性は、一般に物理危険性、健康有害性及び環境有害性の三つに分類される。この分類は、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)^[1]においても採用されており、化学物質管理における基本的な考え方となっている。物理危険性とは、火災、爆発、急激な反応等を引き起こす化学物質の物理化学的性質に起因する危険有害性である。一方、健康有害性とは、化学物質へのばく露によって人体に健康

影響を及ぼす危険有害性であり、急性毒性、発がん性、生殖毒性などが含まれる。また、環境有害性とは、化学物質が環境中へ放出された際に、生態系や環境へ悪影響を及ぼす危険有害性である。これら三つの危険有害性は、それぞれ対象や評価方法は異なるものの、いずれか一つのみを管理すれば安全が確保されるものではない。化学物質を安全に利用するためには、三つの危険有害性を総合的に把握し、それぞれに応じた適切な管理を行うことが重要である。

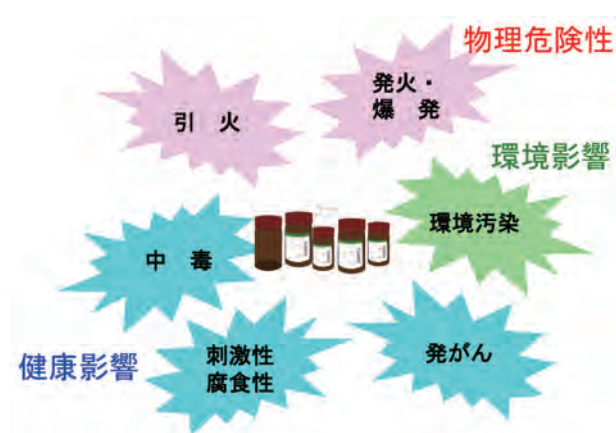


図1 化学物質が有する危険有害性

一方、危険有害性（ハザード）とリスクは区別して考える必要がある。危険有害性とは、化学物質が本来有している性質そのものであり、物質固有の特性である。一方、リスクとは、その危険有害性によって事故や健康障害、環境影響が発生する可能性と、その影響の程度を考慮した概念である。例えば、ガソリンは高い引火性という危険有害性を有しているが、適切な設備で保管・取り扱われている場合には火災リスクは低く抑えられる。一方、同じガソリンであっても、取扱方法や換気の状況によって可燃性蒸気が滞留し、その周囲に着火源が存在すれば、火災・爆発リスクは著しく増大する。このように、危険有害性は化学物質固有の性質であるのに対し、リスクは設備、運転条件、取扱方法、周辺環境などによって大きく変化する。

三つの危険有害性はいずれもリスクアセスメントの対象となり、化学物質が有する危険有害性に加えて、実際の使用条件や取扱状況を踏まえて評価する必要がある。その際、健康有害性では人体へのばく露量やばく露経路、環境有害性では環境中への排出量や

移行・残留、生態系のばく露などが重要な評価要素となる。一方、物理危険性では、設備構造、運転条件、温度、圧力、取扱量、着火源の有無などが、事故の発生可能性や影響の大きさを左右する重要な評価要素となる。このように、化学物質のリスクアセスメントでは、危険有害性の種類に応じた評価要素を把握し、実際の使用条件や取扱状況を踏まえて評価することが不可欠である。次章では、このうち物理危険性に焦点を当て、そのリスクアセスメントと管理の考え方について述べる。

3. 自律的管理と物理危険性リスクアセスメント

3-1. リスクアセスメントを基軸とした自律的管理

近年、化学物質の安全管理は、事業者がリスクアセスメントを基軸として安全を確保する考え方が重要視されるようになってきている。化学物質の種類や利用形態が多様化し、設備やプロセスも高度化する中で、あらかじめ定められた一律の管理方法だけでは、個々の現場に存在するすべてのリスクに対応することが難しくなっている。このため、事業者が取り扱う化学物質の危険有害性と使用実態を自ら把握し、リスクアセスメントの結果に基づいて適切な対策を選択することが、法制度の中でも重視されるようになってきている。この考え方は、様々な法制度にも反映されている。例えば、労働安全衛生分野における化学物質の自律的管理である^[2]。2022年には、労働安全衛生関係法令が改正され、化学物質管理はリスクアセスメントを基軸とした自律的管理へと大きく転換した。国が物質ごとに個別具体的な措置を定める管理から、危険有害性に関する情報や基準を踏まえ、事業者が自ら対策を選択し実施する管理への転換である。高圧ガス保安分野では、1997年に「高圧ガス取締法」が「高圧ガス保安法」へ改称され、行政による一律取締型の規制から、事業者の自己責任を重視した自主保安を基本とする考え方へ転換が図られた^[3]。その後も、自主保安活動の高度化やリスクアセスメントの活用、さらにはスマート保安の推進などを通じて、事業者が主

体となる安全管理が発展してきている。

一方、消防法に基づく危険物規制では、火災の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵・取扱いや施設の位置、構造及び設備について厳格な基準が定められている。しかし、同じ危険物であっても、取扱量、温度、換気状態、設備構造、作業方法、着火源の有無などによって、実際の火災リスクは大きく異なる。このため、法令で定められた基準を確実に満たすことに加えて、個々の施設や作業の実態に即してリスクを把握し、必要な対策を講じることが不可欠である。労働安全衛生分野における自律的管理、高压ガス保安分野における自主保安、そして危険物施設における安全管理は、制度上の位置付けや用語は異なる。しかし、その根底にあるのは、化学物質の危険有害性と実際の取扱条件を踏まえてリスクを評価し、その結果に基づいて安全対策を講じるという共通の考え方である。すなわち、リスクアセスメントは、安全管理を支える基本的な考え方であり、事業者が主体となって安全を確保するための基盤となっている。

3-2. 物理危険性リスクアセスメント

物理危険性リスクアセスメントでは、化学物質が有する危険有害性を踏まえ、火災、爆発、急激な化学反応等の事故が発生する可能性とその影響を評価する。その際、設備、運転条件及び作業方法などを含めて評価する必要がある。すなわち、個々の化学物質だけを評価するのではなく、化学物質、設備、運転及び作業から構成されるシステム全体を対象として、危険な状態を抽出し評価することである。そのためには、まず、どのような事故が起こり得るかを事故シナリオとして想定することが重要である。事故は単一の原因で発生するものではなく、化学物質の危険有害性に加え、設備の状態、運転条件、作業方法など複数の要因が重なり合って発生する。そのため、事故に至る過程を整理し、その発生可能性及び影響を評価することが、物理危険性リスクアセスメントの基本となる。

例えば、可燃性液体を取り扱う設備では、液体が漏えいしただけでは直ちに火災になるわけではない。漏

えいした液体が蒸発して可燃性蒸気を生じ、その濃度が可燃範囲となり、着火源が存在した場合に初めて火災又は爆発に至る。このように、一つの事故は複数の条件が重なって発生するものであり、化学物質だけではなく、設備や運転条件を含めたシステム全体として評価することが重要である。近年は、多様な化学物質やエネルギー媒体を組み合わせた複雑なシステムが増加しており、個々の化学物質や設備だけではなく、システム全体を対象として事故シナリオを検討することの重要性が高まっている。

このように、物理危険性リスクアセスメントでは、危険有害性 (Hazard) を出発点として、システム全体を対象に事故シナリオを想定し、その発生可能性と影響を評価することが本質である。同じ化学物質であっても、設備、運転条件及び作業方法が異なれば想定される事故シナリオやリスクも変化するため、個々の施設や作業の実態に即して危険な状態を想定・評価することが不可欠となる。

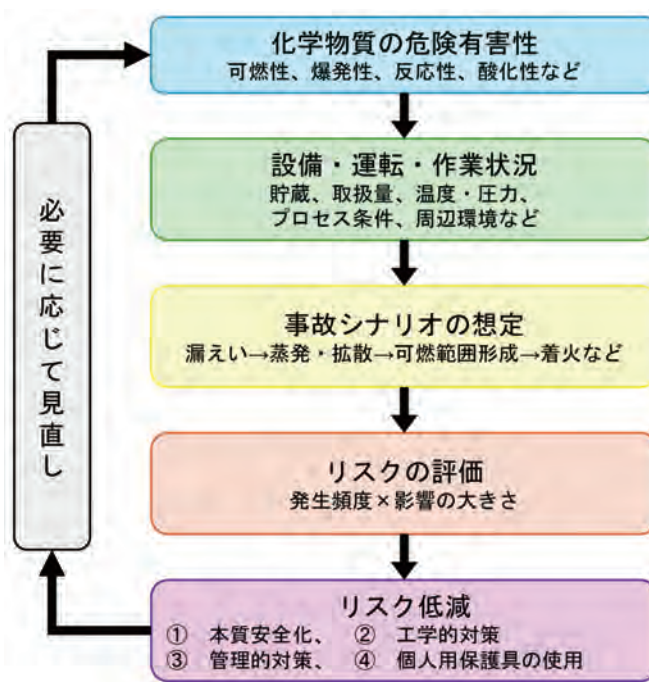


図2 物理危険性リスクアセスメントの考え方

3-3. リスク軽減対策の考え方

物理危険性リスクアセスメントの目的は、事故の発生可能性や影響を評価すること自体ではなく、その結果に基づいて適切なリスク軽減対策を講じることである。したがって、リスクアセスメントは一度実施して終

わるものではなく、評価結果を安全管理へ反映することが重要である。リスク低減対策を検討する際には、まず本質安全化を優先し、危険源そのものを除去又は代替する^[4]。それが困難な場合には設備や工学的対策によってリスクを低減する^[5]。さらに、作業手順の整備、教育訓練、保守点検などの管理的対策を講じ、それでも残留するリスクについては個人用保護具等を活用して被害を軽減する。このように、より本質的な対策を優先する考え方が重要である。また、設備の改造、運転条件の変更、新たな化学物質の導入などにより、事故シナリオやリスクは変化する。このため、リスクアセスメントは一度実施すれば十分というものではなく、設備や運転条件の変更に応じて継続的に見直すことが求められる。

このように、物理危険性リスクアセスメントは、事故シナリオを想定してリスクを評価するだけでなく、その結果を設備改善、運転管理及び保安活動へ反映し、継続的に安全性を向上させるためのプロセスである。事業者が主体となってリスクを把握し、安全管理の改善を継続していくことが、自律的管理及び自主保安の実践につながる。また、新たな技術やシステムが導入される場合にも、このようなリスクアセスメントと継続的なリスク低減の考え方は基本となる。

4. カーボンニュートラル施策の社会実装とリスク検討

4-1. カーボンニュートラル施策におけるリスク検討

CN施策では、個々の設備や施設におけるリスクアセスメントを着実に実施することに加え、原料調達、製造、輸送、貯蔵、利用及び廃棄・リサイクルまでを含めたサプライチェーン全体や社会システム全体を対象としてリスクを検討する必要がある。また、安全性だけでなく、技術的成立性、経済性、制度及び社会受容性など、多様な要素を考慮した総合的な検討が求められる^[6]。すなわち、個別の設備や施設における安全性の確保と、幅広い視点からのリスク検討の双方が必要である。

CN施策を推進する際に検討すべきリスクは、①施

策の実現を阻害するリスク、②施策が実現できない、又は実現しても期待した効果が得られないことによるリスク、③施策の推進・実現に伴って生じるリスク、の三つの視点から整理することができる^[7]。これら三つの視点を踏まえながら、消防分野においても社会実装を支える役割が期待される。

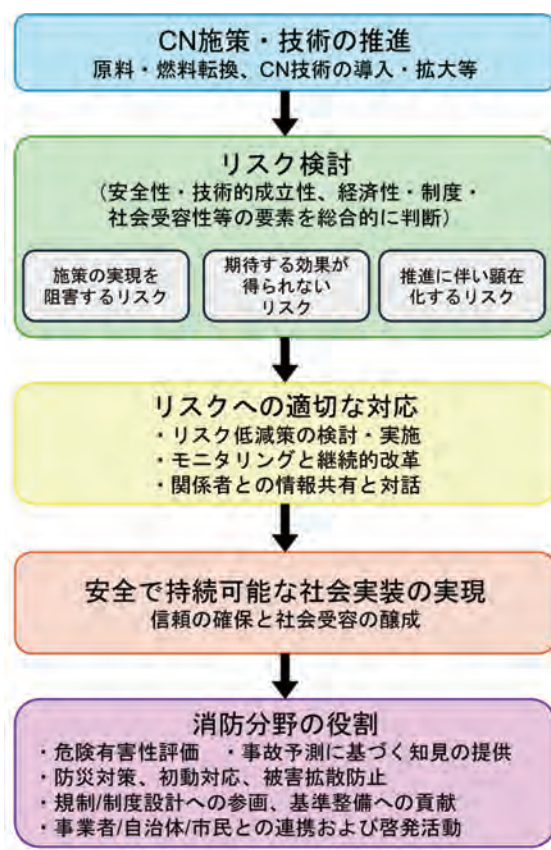


図3 CN施策におけるリスク検討の枠組みと消防の役割

4-2. 消防分野に期待される役割

CN施策の社会実装において、消防分野には、危険物施設等に対する許認可、立入検査、保安指導及び災害対応を通じて蓄積してきた知見を生かすことが期待される。特に、新たな物質や技術を導入する場合には、物質そのものの危険性だけでなく、取扱量、設備構成、運転条件、周辺環境等を踏まえ、漏えい、火災、爆発等に至る事故シナリオを具体的に検討する必要がある。消防機関が事業者とこうした情報を共有することは、個々の設備や施設におけるリスクアセスメントの実効性を高める上で重要である。また、CN施策では、原料の調達から輸送、貯蔵、利用及び廃棄・リサイクルまで、従来とは異なるサプライチェーンが形成される可能性がある。ある施設内で安全が確保

されていても、輸送経路や中継拠点、地域内での貯蔵・供給体制などに新たな課題が生じることも考えられる。このため、消防分野においても、個別施設の安全確認にとどまらず、地域における物質の流れや施設間の関係を把握し、災害発生時の影響及び対応体制を検討する視点が必要となる。

こうした検討は、設備が完成し、運用が開始されてから行うだけでは十分ではない。技術の開発、実証、施設の設計及び立地の検討といった社会実装の早い段階から、事業者、技術開発者、関係行政機関及び地域の関係者が情報を共有し、想定される事故シナリオや必要な安全対策、緊急時の対応方法を検討することが望ましい。消防分野が早期に関与することにより、後から大幅な設備変更を要する事態を避けるとともに、実効性のある安全対策をあらかじめ組み込むことが可能となる。

CN施策におけるリスク検討は、社会実装の障壁を見つけるためではなく、安全な社会実装を実現するためのプロセスである。技術開発や実証の初期段階からリスクを把握し、必要な対策をあらかじめ講じることが、社会受容性を高め、円滑な導入につなげることができる。すなわち、リスク検討は社会実装を支える「ブレーキ」ではなく、安全に前へ進めるための「アクセル」として機能する。その実現には、消防分野が有する現場経験と専門的知見を、技術開発や事業計画の初期段階から積極的に活用し、事業者や関係機関と連携しながら安全な社会実装を支えていくことが重要である。

5. おわりに

近年、化学物質管理は法令遵守を中心とした管理から、事業者自らがリスクを評価し、適切な対策を講じる自律的管理へと大きく転換している。特に物理危険性については、化学物質そのものの危険性だけではなく、設備、運転条件及び周辺環境を含めたシステム全体を対象として事故シナリオを想定し、リスクを評価・低減することが重要である。一方、CN施策では、個々の設備や施設におけるリスクアセスメント

に加え、サプライチェーンや社会システム全体を対象としたリスク検討が求められる。新たな技術や物質の導入が進む中、安全性、技術的成立性、経済性及び社会受容性など、多様な観点からリスクを整理し、適切な対策を講じることが、安全な社会実装につながる。

リスクアセスメント及びリスク検討は、新たな技術の導入を妨げるためのものではなく、安全で持続可能な社会実装を実現するための基盤である。その実現には、専門家だけでなく、事業者、行政、市民をはじめとするあらゆるステークホルダーが、科学的根拠に基づく情報を適切に理解し、自らの立場でリスクを考え、適切に判断できる社会を育むことも重要である。

References

- [1] United Nations. Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS), 10th revised edition, United Nations, New York and Geneva, 2023.
- [2] 厚生労働省：職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書, 2021年7月19日. https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19932.html
- [3] 高圧ガス保安協会沿革. <https://www.khk.or.jp/aboutus/history.html>
- [4] ISO 31000:2018, Risk management — Guidelines, International Organization for Standardization, Geneva, Switzerland, 2018.
- [5] ISO 12100:2010, Safety of machinery — General principles for design — Risk assessment and risk reduction, International Organization for Standardization, Geneva, Switzerland, 2010.
- [6] 「カーボンインディペンデンス(炭素自立)ビジョン: CO2排出削減が困難な産業の循環経済への変革/ Carbon Independence Vision: Circular Transformation from Hard-to-Abate Industries」化学工学会地域連携カーボンニュートラル推進委員会 <https://www.cn.scej.org/> (公表日 ver. 1 2024.9.10, ver. 2 2025.3.11, ver. 3 2025.9.19, ver. 4 2026.3.16).
- [7] 「カーボンニュートラル施策推進のための影響検討フレームの構築」日本学術会議総合工学委員会・機械工学委員会合同工学システムに関する安全・安心・リスク検討分科会, 2023年9月13日.

令和8年度「危険物安全週間」実施報告

令和8年度の危険物安全週間が6月7日(日)～13日(土)に実施されました。

この危険物安全週間は、消防庁が定めた「危険物安全週間実施要綱」(平成2年1月19日付け 消防危第3号)に基づき、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的として、毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの7日間)に設けられました。同週間は、主催である消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会、(一財)全国危険物安全協会及び協賛の危険物保安技術協会、(一財)消防試験研究センター、石油連盟、全国石油商業組合連合会、電気事業連合会、(一社)日本化学工業協会、日本ガソリン計量機工業会等の緊密な協力により、全国的に推進されています。

また、危険物安全大会において表彰式が行われ、大沢博消防庁長官、兵谷芳康(一財)全国危険物安全協会理事長及び菊池善信危険物保安技術協会理事長から、各代表受領者に対し表彰状等が授与されました。

○消防庁長官表彰 41件

危険物保安功労者 個人(19名)
危険物保安功労者 団体(2団体)
優良危険物関係事業所(18事業所)
危険物安全週間推進標語最優秀作入選者(1名)
危険物事故防止対策論文(1件1名)

○全国危険物安全協会理事長表彰 125件

危険物保安功労者 個人(51名)
危険物保安功労者 団体(2団体)
優良危険物関係事業所(45事業所)
感謝状(26名)
危険物安全週間推進標語優秀作入選者(1名)

○危険物保安技術協会理事長表彰 4件

危険物事故防止対策論文理事長賞(2件2名)
危険物事故防止対策論文奨励賞(2件3名)

表彰受賞者名簿

～おめでとうございます～

1 消防庁長官表彰 41件

(1) 危険物保安功労者 19名・2団体

個人(19名)

酒 井 茂 一般社団法人北海道危険物安全協会
連合会 副会長
津 山 純 一 富良野地区危険物安全協会 会長
三 田 望 花巻市危険物安全協会 会長
叶 経 道 一般社団法人福島県危険物安全協会
連合会 理事
佐 藤 祐 一 豊島防火管理保全会 会長
長谷川 浩 公益財団法人新潟県危険物安全協会
評議員
根 上 武 久 御殿場市小山町防火安全協会 副会長
彦 坂 彰 一 一般社団法人愛知県危険物安全協会
連合会 会長

加 藤 八 郎 湖南防火保安協会 名誉会長
中 村 彰一郎 姫路市防火協会連合会 副会長
狩 野 良 弘 一般社団法人岡山県危険物安全協会
連合会 副会長
村 井 圭 一 尾道防火協会 副会長
上 田 幸 範 下松市危険物安全協会 理事
藤 川 博 之 一般社団法人徳島県危険物安全協会
連合会 会長
横 井 敬 仁 香川県危険物安全協会連合会 副会長
吉 田 元 彦 筑後市防災協会 会長
中 島 憲 行 上益城地区危険物安全協会 副会長

山 本 健 一般社団法人大分県危険物安全協会
副会長

館 内 忍 東北電力株式会社 原町火力発電所
発電グループ 発電当直課長

団体(2団体)

嶺北防火協会

高山市危険物安全協会

(2) 優良危険物関係事業所 18 事業所

株式会社いすゞ北海道試験場

株式会社新みやぎサービス

アストラム株式会社 茨城工場

ZACROS株式会社 沼田事業所

小宗化学薬品株式会社

株式会社錦織商店

住友電気工業株式会社 横浜製作所

山梨共栄石油株式会社 甲府北SS

木曽農業協同組合 おんたけ燃料センター

合資会社杉田商店

株式会社鳥羽水族館

株式会社ガスケミカル物流西日本

共栄社化学株式会社 奈良工場

三島産業有限会社

イワタニ山陰株式会社 浜田支店

Joyson Safety Systems Japan 合同会社多久製造所

センコー株式会社 延岡支店延岡車輛センター

日本ペイント株式会社 栃木工場

(3) 危険物安全週間推進標語最優秀作 1名

大 島 昌 基

(4) 危険物事故防止対策論文 1 件・1名

松 井 修

2 一般財団法人全国危険物安全協会理事長表彰 125件

(1) 危険物保安功労者 51 名・2 団体

個人(51名)

中 田 光 則 南空知地区危険物安全協会 会長

北 村 栄 康 浦幌町危険物安全協会 会長

佐 藤 英 道 大樹町防火安全協会 会長

清 水 功 二戸地区危険物安全協会 理事

浅 野 裕 志 一般社団法人宮城県危険物安全協会
連合会 副会長

阿 部 栄 一 一般社団法人宮城県危険物安全協会
連合会 理事

奥 村 健 二 山形県危険物安全協会連合会 理事

五十嵐 章 二 喜多方地方消防防災協会 監事

野 地 庄 蔵 相馬地方防火安全協会 会長

保土田 和 秀 坂東地区危険物安全協会 会長

松 岡 清 次 渋川地区危険物安全協会 会長

大曾根 豊 入間東部地区防火安全協会 会長

高 橋 英 明 志木市保安防火安全協会 会長

夏 海 優 佐倉防火安全協会 会長

注連野 哲 夫 袖ヶ浦市危険物安全協会 会長

平 林 恒 彦 向島防災安全会 会長

藤 澤 孝 好 尾久安全協和会 会長

丸 岡 敬 典 横須賀危険物安全協会 常任幹事

加 藤 貴 之 三浦危険物安全協会 会長

猪 俣 健 公益財団法人新潟県危険物安全協会
五泉東蒲原地区支会 理事

鹿 野 祐 司 加賀市防火協会 理事

田 中 佳 信 若狭地区防火推進協会 理事

渡 辺 勲 富士五湖危険物安全協会 顧問

松 本 光 正 長野危険物・防火管理協会 副会長

加 藤 道 生 上伊那防火管理協会 理事

千 賀 弘 幸 可茂地区危険物安全協会 理事

内 田 保 田方防火協会 副会長

長谷川 邦 芳 春日井市危険物安全協会 副会長

桂 昇 三 伊賀市防火協会 副会長

田 中 義 信 湖南防火保安協会 副会長

平 井 研 三 八尾火災予防協会 常任理事

小 池 宗 一 美原防災協会 会長
 前 田 美 昭 公益財団法人兵庫県危険物安全協会
 監事
 宮 岡 督 修 小野市防火協会 会長
 橋 本 元 志 橿原市防災安全協会 理事
 春 木 延 年 鳥取県危険物保安協会連合会 理事
 細 木 晃 雲南危険物保安協会 会長
 入 木 一 之 一般社団法人岡山県危険物安全協会
 連合会 副会長
 藤 原 博 之 一般社団法人岡山県危険物安全協会
 連合会 理事
 米 丸 優 三原市防火安全協会 副会長
 岡 部 憲 治 山口市危険物安全協会 会長
 波多野 大 介 高松地区防火安全協会 副会長
 松 本 博 和 松山地区危険物安全協会 理事

西 井 一 史 公益社団法人福岡県危険物安全協会
 副会長
 斎 藤 猛 甘木・朝倉防災協会 副会長
 太 田 富 穂 松浦市危険物安全協会 会長
 島 田 隆 任 一般社団法人熊本県危険物安全協会
 副会長
 原 田 勝 玖珠郡危険物安全協会 会長
 今 村 政 幸 一般社団法人鹿児島県危険物安全協
 会 副会長
 江 藤 信 秀 九州電力株式会社 エネルギーサービ
 ス事業統括本部 火力発電本部 新
 小倉発電所 メンテナンスグループ長
 宮 川 晃 中国電力株式会社 電源事業本部
 水島発電所 発電課長

団体(2団体)

知多市危険物安全協会

岩倉市危険物安全協会

(2) 優良危険物関係事業所 45 事業所

上川中央農業協同組合
 水沢ガス株式会社
 東日本旅客鉄道株式会社 新幹線総合車両センター
 株式会社ゆめろん
 水澤化学工業株式会社 水沢工場
 クリナップ株式会社 いわき事業所生産本部 四倉工場
 出光興産株式会社 日立油槽所
 株式会社ダイセキ 関東事業所
 富士食品工業株式会社
 東京化成工業株式会社 深谷工場
 京成電鉄株式会社鉄道本部車両部整備課
 株式会社 帝国ホテル
 日産自動車株式会社 座間事業所
 佐藤塗料株式会社
 大平洋ランダム株式会社
 株式会社HARITA
 株式会社中村燃料商店
 有限会社谷石油
 福燃商事株式会社
 株式会社西東京観光サービス
 真田KOA株式会社
 株式会社デンソーテン 中津川製作所
 上野ロジケム株式会社 蒲郡事業所

株式会社安永 本社工場
 株式会社LIXIL 上野緑工場
 宗教法人神慈秀明会
 株式会社日進PREVO
 株式会社辰巳商会 堺ケミカルターミナル
 住友精化株式会社 別府工場
 竜田工業株式会社
 鳥取市立病院
 株式会社トヤ商事
 NTN株式会社岡山製作所
 有限会社向井石油
 戸田工業株式会社 小野田事業所
 株式会社尾形猪蔵商店
 三和工業株式会社 椿谷工場
 伊豫海運株式会社
 株式会社浮羽日石岩佐石油店
 株式会社東洋空機製作所
 有限会社森石油店
 九州旅客鉄道株式会社 熊本支社
 荒川化学工業株式会社 鶴崎工場
 宮崎エプソン株式会社
 株式会社大豊石油

(3) 感謝状 26 名

豊田高明	根室北部危険物安全協会 前会長	西沢耕一	小松市防火協会 前理事
今野 眺	一般社団法人岩手県危険物安全協会 連合会 前副会長	宮本哲夫	七尾鹿島防火協会 前監事
上山福治	二戸地区危険物安全協会 前副会長	小嶋秀司	福井県危険物安全協会連合会 前副 会長
野口春幸	一般社団法人宮城県危険物安全協会 連合会 前副会長	井原宏政	伊東市危険物安全協会 前会長
阿部建夫	一般社団法人宮城県危険物安全協会 連合会 前副会長	大谷 豊	袋井保安管理協会 前会長
佐藤俊一	一般社団法人宮城県危険物安全協会 連合会 前理事	濱崎興基	菊川市危険物安全協会 前会長
畠中昭治	山形県危険物安全協会連合会 前理事	熊谷 准	一般社団法人愛知県危険物安全協会 連合会 前副会長
加藤 守	福島市危険物安全協会 前常任理事	森本俊一	一般社団法人奈良県防災安全協会 前会長
高緑一男	日光市危険物保安協会 前理事	福田健治	鳥取県危険物保安協会連合会 前会長
井橋吉一	越谷市防火安全協会 前会長	天野雄二郎	一般社団法人岡山區危険物安全協会 連合会 前理事
元家憲明	袖ヶ浦市危険物安全協会 前会長	植田和則	一般社団法人山口県危険物安全協会 連合会 前専務理事
藤本慎誠	矢口火災予防研究会 前会長	澤口佳史	一般社団法人徳島県危険物安全協会 連合会 前理事
遠藤善之	湯河原・真鶴危険物安全協会 前監事		
眞田穰治	羽咋郡市防火協会 前副会長		

(4) 危険物安全週間推進標語優秀作 1名

桑 菜 月

3 危険物保安技術協会理事長表彰 4件

(1) 危険物事故防止対策論文理事長賞 2件・2名

重松 亮太
菊川 輝

(2) 危険物事故防止対策論文奨励賞 2件・3名

河崎 好平・上野山 智久
中村 悠



危険物安全大会の会場の様子



大沢博消防庁長官式辞



受賞者代表謝辞 (一社) 徳島県危険物安全協会連合会
藤川 博之 会長



危険物安全宣言 (一社) 愛知県危険物安全協会連合会
彦坂 彰一 会長

人事異動

○(一財)全国危険物安全協会

〔退任〕

令和8年6月11日付

加 藤 庸 之 理事

〔退任〕

令和8年6月30日付

小 松 恭 和 事務局長

〔就任〕

令和8年6月29日付

吉 田 正 一 理事

〔就任〕

令和8年7月1日付

深 沢 裕 治 事務局長

令和7年中の危険物施設に係る事故の概要

消防庁危険物保安室

1 はじめに

令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の危険物施設に係る事故の発生状況について、概要をとりまとめましたので紹介します。

なお、事故発生件数の年別の傾向を把握するため、事故件数については、最大震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生したものを除いています。

2 危険物施設に係る事故発生状況等

令和7年中の事故件数については、火災事故が261件（前年267件）、流出事故が448件（前年486件）となっています。（第1表参照）

火災事故による被害は、死者1人（前年1人）、負傷者44人（前年50人）となっており、流出事故による被害は、死者1人（前年1人）、負傷者24人（前年40人）となっています。（第1表参照）

3 危険物施設における火災事故

(1) 火災事故の発生及び被害の状況

令和7年中に危険物施設において発生した火災事故の件数は、261件（前年267件）であり、その被害は、死者1人（前年1人）、負傷者44人（前年50人）となっています。前年に比べ、火災事故の件数は6件減少し、死者は同数、負傷者は6人減少しています。（第1表、第1図参照）

これを製造所等の別にみると、火災事故の件数は、一般取扱所で発生したものが170件で最も多く、次いで、製造所で41件、給油取扱所で36件となっています。（第2表参照）

危険物施設における火災事故の件数の推移を製造所等の別にみると、一般取扱所、製造所、給油取扱所が上位を占める状況が続いています。（第2図参照）

危険物施設1万施設当たりの火災事故の件数を製造所等の別にみると、製造所で82.59件と最も多く、次いで、一般取扱所で29.76件、給油取扱所で6.58件となっています。（第2表参照）

第1表 令和7年中に発生した危険物施設に係る事故の概要

年	事故の態様 発生件数等	火災及び 流出事故 発生件数 (A)+(B)	火 災 事 故				流 出 事 故			
			発生件数 (A)	重大事故	被害		発生件数 (B)	重大事故	被害	
					死者数	負傷者数			死者数	負傷者数
平成28年		571	215	8	2	53	356	54	0	28
平成29年		564	195	9	2	51	369	80	0	29
平成30年		609	206	12	2	120	403	70	0	27
令和元年		598	218	15	1	37	380	59	0	27
令和2年		562	187	8	2	33	375	63	0	23
令和3年		646	224	12	0	36	422	8	1	28
令和4年		641	226	10	2	36	415	11	0	18
令和5年		711	243	10	1	29	468	12	0	11
令和6年		753	267	11	1	50	486	12	1	40
令和7年		709	261	10	1	44	448	10	1	24

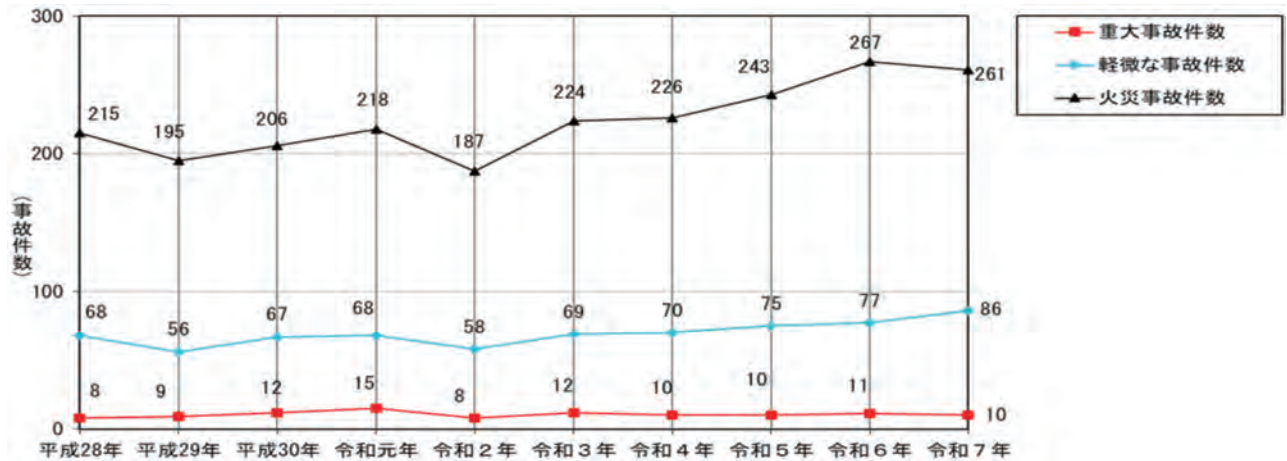
(注)1 火災事故に係る重大事故は次の①～③のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者が発生した火災事故（人的被害指標） ② 事業所外に物的被害が発生した火災事故（影響範囲指標）
③ 事故発生から鎮圧までの時間が4時間以上の火災事故（収束時間指標）

2 流出事故に係る重大事故は次の①又は②のいずれかに該当するものをいう。（令和3年以降）

- ① 死者が発生した流出事故（人的被害指標） ② 一定量以上の危険物が事業所外へ広範囲に流出した流出事故（流出被害指標）
3 交通事故が原因で死者が発生した事故は、死者が発生した火災事故及び流出事故（人的被害指標）に該当せず。

第1図 危険物施設における火災事故に係る重大事故及び軽微な事故の件数の推移（最近の10年間）



(注) 火災事故に係る軽微な事故は次の①～③の全てに該当するものをいう。

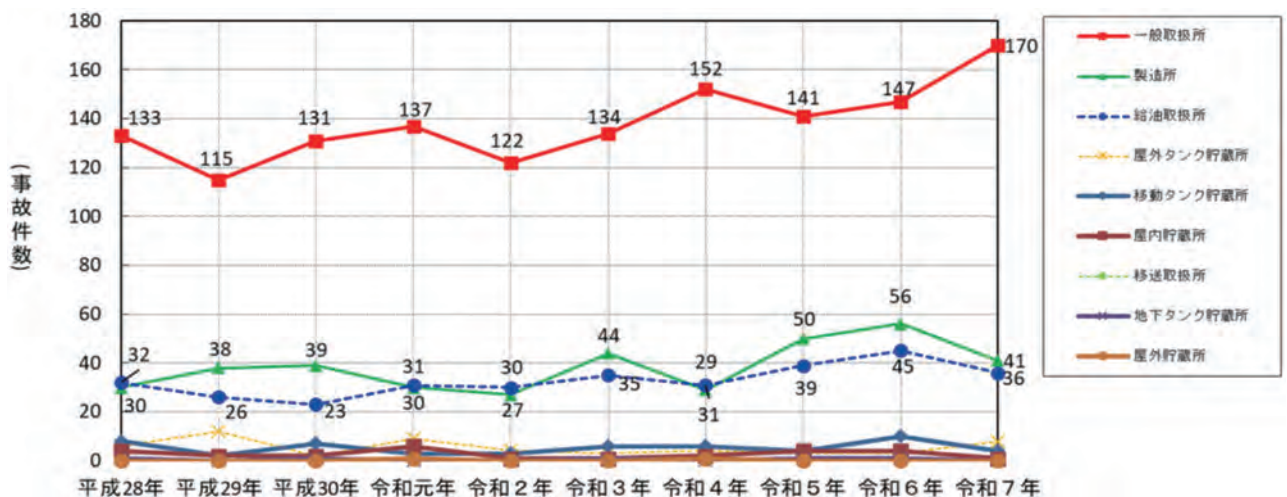
- ① 死傷者なしの火災事故（人的被害指標）
- ② 設備機器内のみに物的被害が発生した火災事故（影響範囲指標）
- ③ 事故発生から鎮圧までの時間が30分未満の火災事故（収束時間指標）

第2表 危険物施設における火災事故の概要（令和7年中）

製造所等の別	発生件数等	発生件数	1万施設当たりの発生件数	被害	
				死者数	負傷者数
製造所		41	82.59	0	8
貯蔵所	屋内貯蔵所	1	0.20	0	0
	屋外タンク貯蔵所	8	1.45	0	2
	屋内タンク貯蔵所	1	1.09	0	0
	地下タンク貯蔵所	0	0.00	0	0
	簡易タンク貯蔵所	0	0.00	0	0
	移動タンク貯蔵所	4	0.63	0	11
	屋外貯蔵所	0	0.00	0	0
	小計	14	0.55	0	13
取扱所	給油取扱所	36	6.58	0	8
	第一種販売取扱所	0	0.00	0	0
	第二種販売取扱所	0	0.00	0	0
	移送取扱所	0	0.00	0	0
	一般取扱所	170	29.76	1	15
	小計	206	18.04	1	23
合計		261	6.95	1	44

(注) 1万施設当たりの発生件数における施設数は、令和7年3月31日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

第2図 危険物施設における火災事故の発生件数の推移（過去の10年間）



危険物施設における火災事故のうち、重大事故は10件（前年11件）発生しており、その被害は、死者1人（前年1人）、負傷者3人（前年0人）となっています。前年に比べ、重大事故の件数は1件減少し、死者は同数、負傷者は3人増加しています。（第1表、第3表参照）

これを製造所等の別にみると、重大事故の件数は、一般取扱所で発生したものが7件で最も多く、次いで、製造所で1件、屋外タンク貯蔵所で1件、移動タンク貯蔵所で1件となっています。（第3表参照）

(2) 出火の原因に関係した物質

令和7年中に発生した危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質（以下「出火原因物質」という。）についてみると、261件の火災事故のうち、危険物が出火原因物質となるものが129件（49.4%）発生しています。このうち120件（93.0%）が、第4類の危険物が出火原因物質とな

るもので占められています。さらに、第4類の危険物について品名別にみると、第1石油類が出火原因物質となるものが60件（50.0%）で最も多く、次いで、第3石油類が23件（19.2%）、第4石油類が17件（14.2%）、第2石油類が16件（13.3%）となっています。（第3図参照）

(3) 火災事故の発生原因及び着火原因

令和7年中に発生した危険物施設における火災事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区分してみると、人的要因が155件（59.4%）で最も高く、次いで、物的要因が73件（28.0%）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が33件（12.6%）となっています。

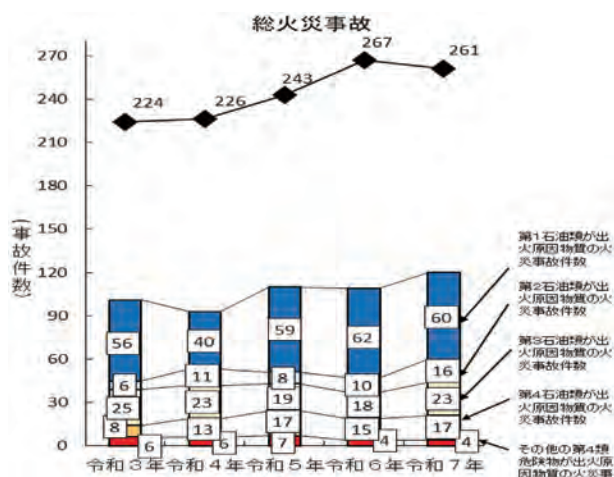
人的要因では、操作確認不十分の50件（19.2%）、維持管理不十分の46件（17.6%）、物的要因では、腐食疲労等劣化の28件（10.7%）が高い数値となっています。（第4図参照）

第3表 危険物施設における火災事故に係る重大事故の概要（令和7年中）

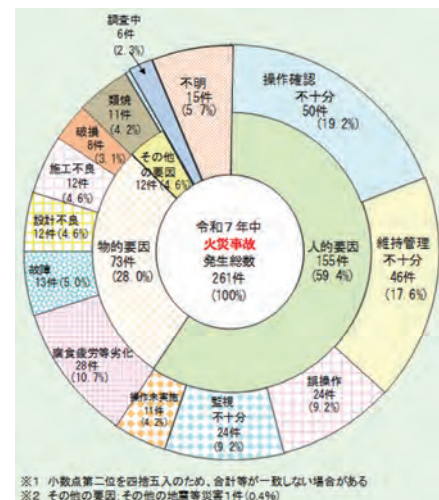
製造所等の別	発生件数等 重大事故 発生件数	重大事故の内訳			1万施設 当たりの 重大事故 発生件数	被害	
		人的被害 指標	影響範囲 指標	収束時間 指標		死者数	負傷者数
製造所	1	0	1	0	2.01	0	0
貯蔵所							
屋内貯蔵所	0	0	0	0	0.00	0	0
屋外タンク貯蔵所	1	0	0	1	0.18	0	0
屋内タンク貯蔵所	0	0	0	0	0.00	0	0
地下タンク貯蔵所	0	0	0	0	0.00	0	0
簡易タンク貯蔵所	0	0	0	0	0.00	0	0
移動タンク貯蔵所	1	0	1	0	0.16	0	0
屋外貯蔵所	0	0	0	0	0.00	0	0
小計	2	0	1	1	0.08	0	0
取扱所							
給油取扱所	0	0	0	0	0.00	0	0
第一種販売取扱所	0	0	0	0	0.00	0	0
第二種販売取扱所	0	0	0	0	0.00	0	0
移送取扱所	0	0	0	0	0.00	0	0
一般取扱所	7	1	1	5	1.23	1	3
小計	7	1	1	5	0.61	1	3
合計	10	1	3	6	0.27	1	3

（注）1万施設当たりの発生件数における施設数は、令和7年3月31日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

第3図 危険物施設における火災事故の出火原因物質（第4類危険物）の推移（最近の5年間）



第4図 令和7年中の危険物施設における火災事故の発生要因



また、主な着火原因は、静電気火花が53件(20.3%)で最も高く、次いで、過熱着火が36件(13.8%)、高温表面熱が30件(11.5%)となっています。(第4表参照)

4 危険物施設における流出事故

(1) 流出事故の発生及び被害の状況

令和7年中に危険物施設において発生した流出事故の件数は、448件(前年486件)であり、その被害は、死者1人(前年1人)、負傷者24人(前年40人)となっています。前年に比べ、流出事故の件数は38件減少し、死者は同数、負傷者は16人減少しています。(第1表、第5図参照)

これを製造所等の別にみると、流出事故の件数は、一般取扱所で発生したものが141件で最も多く、次いで、屋外タンク貯蔵所で78件、製造所で70件、給油取扱所で65件、移動タンク貯蔵所で40件となっています。(第5表参照)

危険物施設における流出事故の発生件数の推移を製造所等の別にみると、一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、製造所、給油取扱所、移動タンク貯蔵所が上位を占めています。(第6図参照)

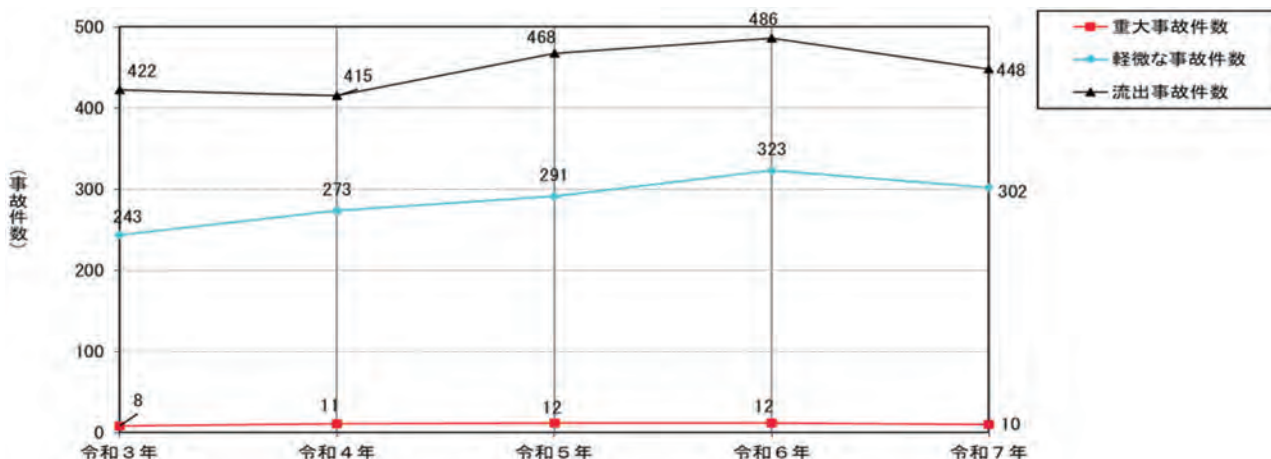
危険物施設1万施設当たりの流出事故の件数を製造所等の別にみると、製造所が141.02件で最も多く、次いで、移送取扱所で129.35件、一般取扱所で24.68件、屋外タンク貯蔵所で14.10件、給油取扱所で11.88件となっています。(第5表参照)

第4表 危険物施設における火災事故の着火原因(令和7年中)

製造所等の別 着火原因	製造所										取扱所										計	比率 (%)	件数	比率 (%)
	製造所	屋外 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	移送 取扱所	小計	給油 取扱所	第一 種 危険 物取 扱所	第二 種 危険 物取 扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	小計	計	比率 (%)									
爆 火	2	0	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	6	8	12	4.6	12	4.6				
高温表面熱	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	27	27	30	11.5	25	(9.1)				
溶媒・溶剤等火花	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	17	6.5	21	7.9				
静電気火花	9	1	1	0	0	0	1	0	3	18	0	0	0	0	23	41	53	20.3	61	22.6				
電気火花	(1)	0	0	0	0	0	0	0	2	(9.0)	0	0	0	0	(1)	2	2	(0.8)	(1)	(0.4)				
電気火花	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	19	21	24	9.2	22	8.1				
摩擦火花	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	6	7	2.7	5	(1.9)				
自然発熱	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	5	8	3.1	12	4.6					
化学反応熱	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	10	(10.0)	23	(8.2)					
摩擦熱	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	8	8	12	4.6	12	4.6					
過熱着火	5	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	28	30	36	13.8	33	12.4					
放射熱	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	0.8	5	1.9					
その他	6	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	16	25	31	11.9	28	10.5					
不 明	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	10	11	13	5.0	13	4.9					
調査中	2	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	3	6	2.3	5	1.9					
合 計	41	1	8	1	0	0	4	0	14	36	0	0	0	170	208	261	100.0	267	100.0					

- (注) 1 着火原因の分類は、推定によるものを含む。
2 調査中とは、令和8年4月1日現在において、未だ調査中のものをいう。
3 参考のため、右欄に前年の件数と比率を掲載した。
4 ()内の数値は重大事故に係る数値を示す。

第5図 危険物施設における流出事故に係る重大事故及び軽微な事故の件数の推移(最近の5年間)



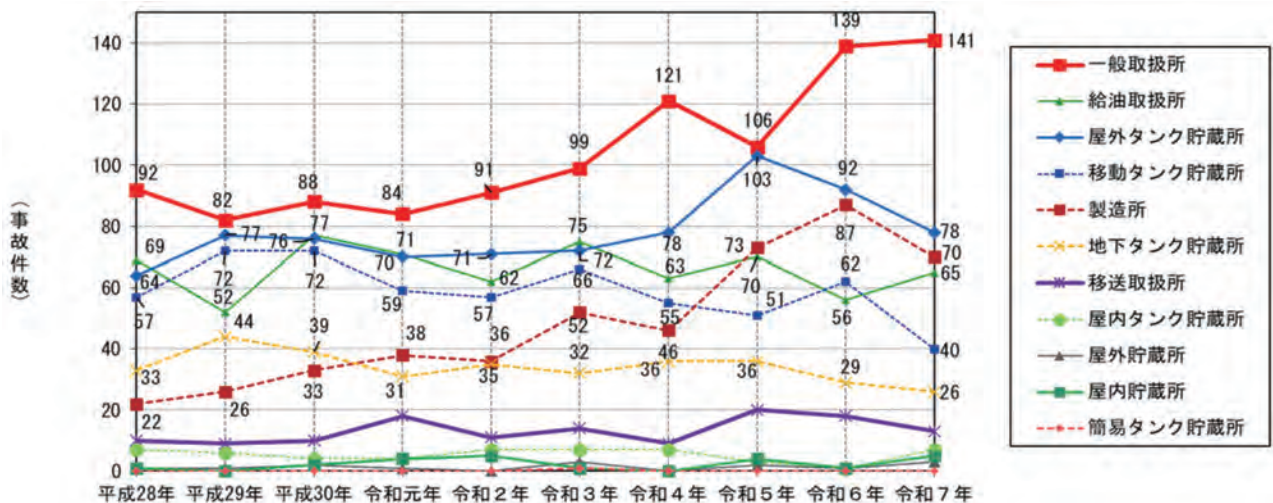
(注) 流出事故に係る軽微な事故は、死傷者なしの流出事故(人的被害指標)で一定量未満の危険物が事業所内へ流出した流出事故(流出被害指標)をいう。

第5表 危険物施設における流出事故の概要(令和7年中)

製造所等の別	発生件数	1万施設 当たりの 発生件数	被害	
			死者数	負傷者数
製造所	70	141.02	0	10
貯蔵所	屋内貯蔵所	5	1.02	0
	屋外タンク貯蔵所	78	14.10	1
	屋内タンク貯蔵所	7	7.63	1
	地下タンク貯蔵所	26	3.73	0
	簡易タンク貯蔵所	0	0.00	0
	移動タンク貯蔵所	40	6.33	5
	屋外貯蔵所	3	3.27	0
	小計	159	6.20	7
取扱所	給油取扱所	65	11.88	3
	第一種販売取扱所	0	0.00	0
	第二種販売取扱所	0	0.00	0
	移送取扱所	13	129.35	0
	一般取扱所	141	24.68	4
	小計	219	19.18	7
合計	448	11.93	1	24

(注) 1 発生件数には、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、指定数量以上の危険物が流出したものの件数を含む。
2 1万施設当たりの発生件数における施設数は令和7年3月31日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

第6図 危険物施設における流出事故の発生件数の推移(最近の10年間)



危険物施設における流出事故のうち重大事故は10件(前年12件)発生しており、その被害は、死者0人(前年1人)、負傷者0人(前年5人)となっています。前年に比べ、重大事故の件数は2件減少し、死者は1人減少、負傷者は5人減少しています。(第1表、第6表参照)

これを製造所等の別にみると、重大事故の件数は、一般取扱所で発生したものが3件、地下タンク貯蔵所が3件で最も多く、次いで、移動タンク貯蔵所が2件となっており、屋外タンク貯蔵所が1件、給油取扱所が1件となっています。(第6表参照)

(2) 流出した危険物

令和7年中に発生した危険物施設における流出事故で流出した危険物をみると、全ての流出事故が第4類の危険物であり、その事故件数は448件(100%)となっています。

また、第4類の危険物について品名別にみると、第2石油類に係るものが159件(35.5%)で最も多く、次いで、第1石油類に係るものが114件(25.4%)、第3石油類に係るものが111件(24.8%)となっています。(第7図参照)

(3) 流出事故の発生原因

令和7年中に発生した危険物施設における流出事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区分してみると、物的要因が227件(50.7%)で最も高く、次いで、人的要因が188件(42.0%)、その他の要因(不明及び調査中を含む。)が33件(7.4%)となっています。

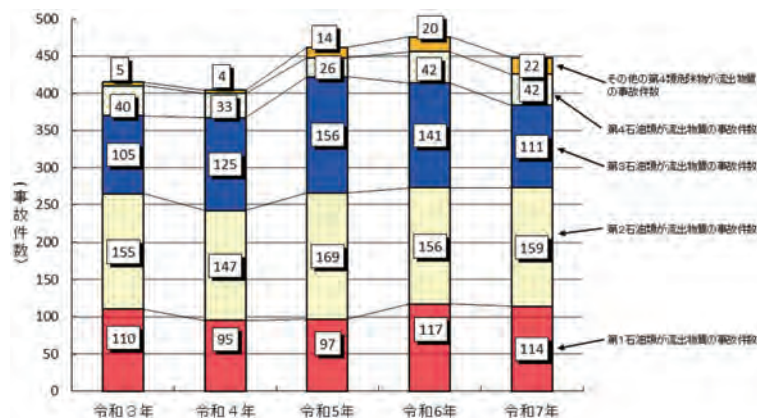
物的要因では、腐食疲労等劣化の148件(33.0%)、人的要因では、操作確認不十分の72件(16.1%)が高い数値となっています。(第8図参照)

第6表 危険物施設における流出事故に係る重大事故の概要（令和7年中）

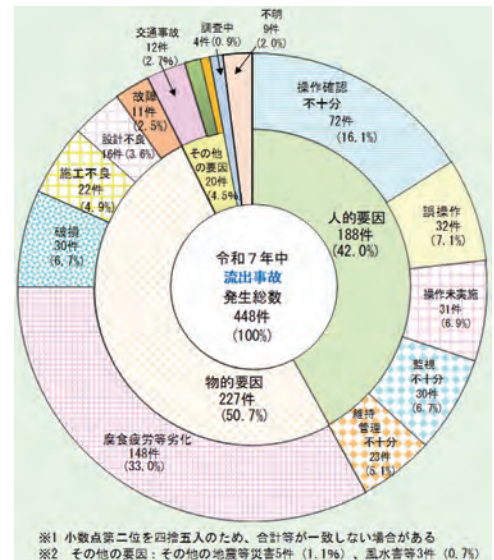
発生件数等 製造所等の別		重大事故 発生件数	重大事故の内訳		1万施設 当たりの 重大事故 発生件数	被害	
			人的被害 指標	流出被害 指標		死者数	負傷者数
製 造 所		0	0	0	0.00	0	0
貯蔵所	屋内貯蔵所	0	0	0	0.00	0	0
	屋外タンク貯蔵所	1	0	1	0.18	0	0
	屋内タンク貯蔵所	0	0	0	0.00	0	0
	地下タンク貯蔵所	3	0	3	0.43	0	0
	簡易タンク貯蔵所	0	0	0	0.00	0	0
	移動タンク貯蔵所	2	0	2	0.32	0	0
	屋外貯蔵所	0	0	0	0.00	0	0
	小 計	6	0	6	0.23	0	0
取扱所	給油取扱所	1	0	1	0.18	0	0
	第一種販売取扱所	0	0	0	0.00	0	0
	第二種販売取扱所	0	0	0	0.00	0	0
	移送取扱所	0	0	0	0.00	0	0
	一般取扱所	3	0	3	0.53	0	0
	小 計	4	0	4	0.35	0	0
合 計		10	0	10	0.27	0	0

（注）1万施設当たりの発生件数における施設数は令和7年3月31日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

第7図 危険物施設における流出した第4類危険物別の件数の推移（最近の5年間）



第8図 令和7年中の危険物施設における流出事故の発生要因



5 危険物等に係る事故防止対策の推進について

消防庁では、学識経験者や関係業界団体、消防機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）」を毎年度開催し、関係機関が一体となった危険物等に係る事故防止対策を推進しています。

また、都道府県等に対し、危険物等に係る事故防止対策の推進について（令和8年3月30日付け消防危第55号）や令和7年中の危険物施設に係る事故の概要について（令和8年5月29日付け消防危第111号）により、都道府県別の事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえた事故防止に係る取組

を積極的に実施するよう周知するとともに、全国を6ブロックに分け、各都道府県や消防本部等が参加する危険物等事故防止ブロック連絡会議により、都道府県ごとの事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組策について情報共有を図っています。

○ 危険物等に係る事故防止対策の推進について（令和8年3月30日消防危第55号）

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kiho055.pdf>

○ 令和7年中の危険物施設に係る事故の概要について（令和8年5月29日消防危第111号）

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kikennbutu111.pdf>

千葉県における当連合会の取り組みについて

一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会

1. はじめに

千葉県は首都圏の東側に位置しており、太平洋に突き出た半島になっています。三方を海に囲まれ冬暖かく夏涼しい海洋性の温暖な気候で、海岸線の長さは531キロメートルに及び変化に富んだ景観となっています。面積は約5,156平方キロメートルで全国28位、東京都と神奈川県を合わせた面積よりも大きい広さです。

商工業、農業、水産業とバランスの取れた県であり、京葉臨海地域では、石油精製・石油化学・鉄鋼など素材産業の企業がコンビナートを形成し、成田国際空港周辺地域では、空港関連産業・国際物流などが集積しています。

また、全国有数の農業県でもあり、梨・かぶ・えだまめ・落花生など全国1位の品目も多く、令和5年の農業産出額は全国第4位となっています。

さらに、東京湾と太平洋海域を有していることから様々な魚介類が水揚げされ、スズキ類やキンメダイ、イセエビ、イワシ、アワビなどは全国上位となっています。

2. 当連合会の紹介

当連合会は、昭和36年に任意団体として発足し、平成3年に「社団法人千葉県危険物安全協会連合会」として設立許可され、その後平成25年4月に「一般社団法人」の認可を受け現在に至っており、令和7年10月31日現在の会員数等は、地区協会31、地区協会の会員事業所3,055及び施設数12,924となっています。

連合会事務局職員は事務局長を含め3名です。

3. 主な事業

(1) 危険物取扱者保安講習

県から一般競争入札により委託を受け実施しており、令和7年度は、9,372名が受講しています。そのうち、3,002名がオンライン講習となっており、年々増加傾向にあります。

(2) 危険物取扱者試験受験者講習会

危険物取扱者試験の受験者を対象に実施しており、令和7年度は、年間16回実施し615名が受講しています。年々減少傾向であり受講者の確保が課題となっています。

(3) 千葉県危険物安全大会の開催

毎年6月に危険物安全週間行事の一環として、地区協会と共催で開催しています。

この大会は、各地区協会や県・市町村消防関係、危険物関係事業所など200名余りが参加し、危険物保安功労者や優良事業所への表彰などを行っています。

(4) 会報誌の発行

年1回発行し、総会及び決算の報告、定例表彰受賞者の紹介、ヒヤリ・ハット体験事例の紹介などを掲載しています。

4. おわりに

最近の物価高騰が我々の生活に大きく影響を与え、とりわけホルムズ海峡封鎖に伴う石油の確保が大きな問題となっており、ガソリンをはじめ石油関連製品への影響が懸念されています。

コンビナートを有する当県の危険物事業所及び危険物施設も年々減少しており、それに合わせ保安講習や受験者講習会の受講者も減少傾向にあるなど、当連合会の事業運営における課題となっています。

当連合会としては、今後とも全危協、各県連合会、各地区協会、関係機関と連携し、危険物の安全を担う団体として、危険物施設の事故防止及び安全管理体制の確立に寄与するよう取り組んでまいります。



(写真提供: ちばアクアラインマラソン実行委員会事務局)

今年の11月8日(日)に「ちばアクアラインマラソン」が開催されます。2012年の第1回から今年で7回目となります。普段は車しか走れない海の上をマラソン12,000人、ハーフマラソン5,000人が疾走します。また、千葉の観光や特産品の紹介もあり、走らない人も楽しめるイベントとなっています。

岡山県における当連合会の取り組みについて

一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会

1. はじめに

岡山県は、山陽道の中央に位置し、東は兵庫県、西は広島県に隣接。南は瀬戸内海を臨んで四国に、北は山陰地方と接しており、県内縦横に延びる高速道路網、新幹線をはじめ東西南北につながる鉄道、国内外へ飛び立つ岡山桃太郎空港など、交通基盤が充実しています。

【地形】県北部は中国山地と盆地、中部は吉備高原などの丘陵地、南部は平野に大きく分けられます。県北部は山と温泉に、南部は穏やかな海と多島美に恵まれ、美しく彩られた瀬戸内が広がります。

【ものづくり産業】全国に比べ製造業などの第2次産業の生産額割合が高く、水島工業地帯には、石油、化学、鉄鋼など幅広い分野の高度な技術力を有する大企業が集積しており、多くの社員の方が毎年保安講習を受講しています。

【くだもの王国】温暖な気候を生かし、質の高い農業が営まれています。清水白桃、ピオーネ、マスカット・オブ・アレキサンドリアは全国一の生産量を誇っており、海外でも高く評価されています。おかやま夢白桃、オーロラブラック、シャインマスカットなどの生産振興にも取り組んでいます。

2. 当連合会の紹介

当連合会は、昭和35年2月に任意団体として発足し、平成27年4月に一般社団法人となりました。県内14の地区協会が会員で、危険物関係会員事業所数は1,402となっています。事務職員2人です。

事務所の近くに大名庭園「岡山後楽園」があります。広い芝生地や池、築山、茶室が園路や水路で結ばれ、歩きながら移り変わる景色を眺められる回遊式庭園です。歴史的文化遺産として特別名勝に指定され、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンでは三つ星の評価を得ています。

3. 当連合会の事業

(1) 危険物取扱者保安講習

令和8年度は、対面講習を7月と9月・10月に14会場で20日間実施します。また、オンライン講習も実施しています。オンライン講習の受講者が増え、対面講習の実施日を徐々に減らしてきています。受講者数は4,500～5,000人です。

(2) 危険物取扱者試験事前講習会

危険物取扱者試験（乙種第4類）の受験者を対象に、県内14の消防局・消防本部の協力を得て、5月と9月に事前講習会を計17回開催しています。受講者数は、400～500人です。

(3) 優良危険物取扱者等の表彰式

危険物安全週間の一環として「優良危険物取扱者の岡山県知事表彰」及び「優良危険物取扱者、事業所等の連合会長表彰」の表彰式を、岡山県と共同で開催しています。

4. おわりに

オンライン講習実施による保安講習受講者数の減少など課題はありますが、「危険物取扱者等の健全な育成を図り、危険物に起因する災害の防止に寄与する」という当連合会の目的を実現するため、経費の削減に努めるとともに、保安講習受講者等の立場に立って事業の実施方法等を見直していきたいと考えています。



岡山城と岡山後楽園（写真提供：岡山後楽園）

——令和7年度消防庁長官優良危険物関係事業所表彰受賞——

株式会社 DNP テクノパック筑後工場

危険物保安管理への取り組み

1. はじめに（工場紹介）

株式会社DNPテクノパック筑後工場は福岡県筑後市に所在し、1976年4月の創業以来、食品・日用品・医薬品などの包装用パッケージの印刷・加工を中心とした製造事業を展開しています。2026年4月には創業50周年を迎えました。

当工場では、グラビア印刷、ラミネート加工、スリット加工、製袋加工など、用途に応じた多様な工程を備えています。これらの工程を通じて製造したパッケージは、お得意先にて充填される商品を保護し、安全かつ安定した品質で消費者へ届ける役割を担っています。

2. 危険物の管理について

当社は「健康と安全をすべてに優先させる」を基本方針とし、健康・安全・防火防災を柱とした取り組

みを推進しています。印刷インキや接着剤、有機溶剤などの危険物を取り扱うため、消防法に基づく設備に加え、炎検知器や局所消火設備を自主的に設置しています。さらに、生産設備には異常時に自動停止するインターロックを導入し、静電気対策とあわせて火災の未然防止を図っています。

また、技術部門による火災リスク点検を年2回実施し、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を行っています。

3. 私たちの保安活動について

防災事業計画やBCP（事業継続計画）を策定し、災害時に備えた体制づくりを進めています。これにより、従業員の安全確保と事業の早期復旧に加え、地域のライフライン復旧にも貢献できるよう取り組んでいます。



事業所全景

また、従業員一人ひとりが主体的に参加する保安活動を推進しています。静電気火災の未然防止に向けてリスクアセスメントを行うほか、可燃性ガスによる火災リスクの低減と化学物質のばく露防止を目的に、溶剤可視化カメラを用いてガスの発散状況を把握し、発散源の密閉対策を実施しています。

そのほか、火災発生を想定した初期消火訓練として、筑後市消防本部のご協力のもと、消火器や消火栓を使用した実射訓練を定期的に行うとともに、VR・ARなどの体感型教育機器を活用し、従業員の

知識向上と技能習得を図っています。

毎年年末には防災協会主催の「防火標語」募集に全従業員が参加し、防災意識の向上に取り組んでいます。地域の防災フェスタにも積極的に協力し、地域社会と連携した防災活動を進めています。

4. 最後に

これからも、地域とともに歩み、信頼される「安全・安心を届ける工場」であり続けるよう、取り組みを一層強化してまいります。



溶剤可視化カメラで確認した様子



VR体感教育



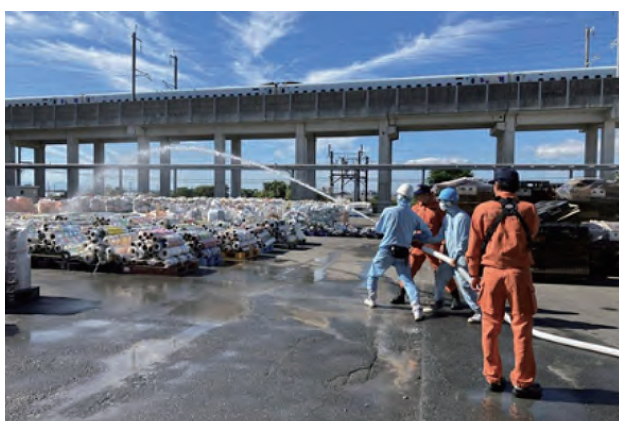
ARでの初期消火訓練



消火器実射訓練



消火栓使用訓練



消火栓からの放水訓練



防火標語表彰式

〈事例〉

一般取扱所の塗装ブース内で、塗装中にシンナーが帯電し静電気により発生した火災

発生場所 茨城県

製造所等の区分 一般取扱所

被害状況

- ・火災によりフロント塗装ブース（一般取扱所）内塗装装置（ロボット等）及び周囲の機器等、フロント組立塗装工場 鉄骨造 二階建て5,006㎡のうち364㎡を焼損（部分焼）。

事故概要

一般取扱所（塗装ブース）において油圧ショベルのアームに取り付ける ML フック（ワーク）をシンナーにて洗浄及び塗装作業中に火災が発生。

事故原因

- ・施行不良

事故分析

ウエスにシンナーを含ませる作業中、塗装ガンより噴霧されるシンナーのミストが帯電したことで、周辺の ML フック（ワーク）や台車にシンナーが吹きかけたとき電荷を溜めるに至った。台車及び ML フック（ワーク）はアースが取れていなかったことで、火花放電を起こすに足る電荷量が蓄積し、台車もしくは ML フック（ワーク）からシンナーミストを通じて塗装ガンに対しスパークを生じ、周辺シンナー雰囲気

に引火したものと推定される。第3種消火設備も設置されていたが、元バルブが閉鎖されており手動設定となっていたため、起動スイッチを押したが作動しなかった。

事故対策

- ・作業員により各々作業手順が統一されていない状況であったため、作業手順の統一と知識技術の共有、施設全体での安全管理の徹底、緊急事態時の対応方法の周知、保安講習の定期的な受講を行う。
- ・塗料ホースはアース入りとし、台車への帯電を防ぐため、台車へのアースは個別に確保するとともに、人体と台車への帯電を防ぐため定期的な塗装ブースの清掃と、アースの状況は目視確認だけではなく、検電器や電化測定器を用いた点検が必要。

❖安全チェックリスト（抜粋）

上記事故はどうしたら防げていたのか、安全チェックリストで見ましょう。

〔業種共通の危険性評価方法のチェックリスト：大項目 7. 火気管理〕

中 項 目	小項目（着眼点）	チェック項目
7. 1 火気管理 規程	(1) 規定の策定と見直し	☒ 火気管理規程を定めているか
		☒ 火気管理規程の対象火気を特定しているか
		☒ 火気使用区域、禁止区域を特定しているか
		☒ 火気管理規程を定期的に見直しているか

（チェック項目中の☒はポイント箇所）

「❖安全チェックリスト」：事業者自らが潜在的危険要因を把握し、これに応じた安全対策を実施できるように、当協会が開発した危険性評価方法

上記チェック項目の解説

防火対策として燃焼の3要素（酸素、可燃物、着火源）をコントロールすることが基本である。火災の着火源として静電気火花とみられる事故例は極めて多い。これは一般に静電気火花のコントロールが難しいことに起因している。静電気対策は、作業環境に応じた手法を採用する必要がある、さらにひとつの方法で解決できないケースも多い。したがって、火気管理規程の対象火気として管理するよりはむしろ工程固有の危険性として管理することも多い。

危険物災害を
なくそう!!

めざす
無事故の頂を
いただき

つかみ取れ!

安楽 宙斗 選手
(JSOL所属)

M4

10

JAPAN

ANZAI

消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進協議会が制作しています。

2026年7月30日発行 94号 通号109号

編集・発行 一般財団法人全国危険物安全協会
東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館8階
TEL (03) 5962-8921
ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp>

編集協力 株式会社ぎょうせい
TEL 0120-953-431